


【報告1】

下関市生活バス（菊川）における
貨客混載事業について



下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について

1. 事業概要

本事業は、過疎・高齢化が進行している菊川地域において、小規模の農業生産者が高齢化により運転に不安を感じ出荷ができなくなる課題、及び地域経済の活性化や生きがい対策に対応するため、「下関市地域公共交通再編実施計画」に基づき、乗客と乗客の荷物ではない少量貨物を生活バスで混載して運送する貨客混載事業を実施するもの。

2. 事業目的

- 1) 生活バスによる農産物等の少量貨物を運送する事業を導入することにより生活バスの利用者が増え、生活バス路線網の維持につながる。
- 2) 自家用車で農産物等を出荷している生産者が、高齢化により出荷ができなくなる課題にも対応することができる。

3. 事業内容

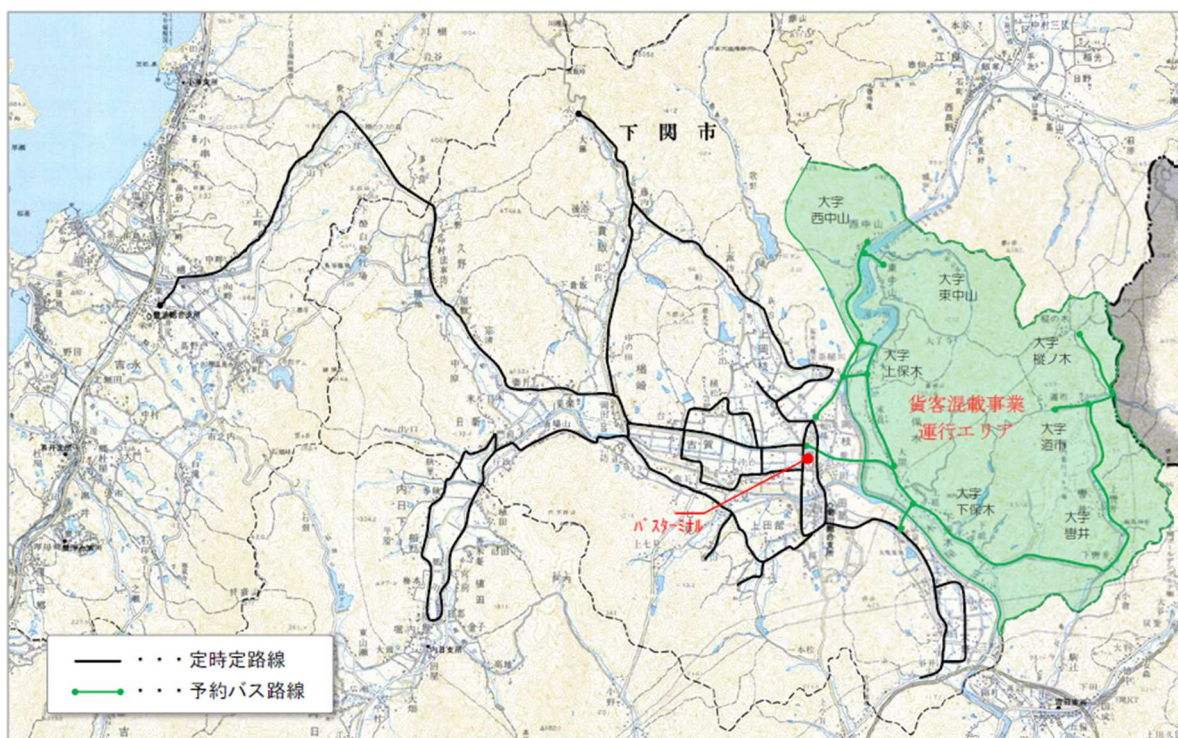
従来の生活バス運行に加え、乗客の手荷物ではない少量貨物（出荷のための野菜、果物、穀物などの農産物、加工品に限る）の有償運送を実施。

- 1) **運行地域** 樅ノ木・保木線（予約バス路線）〔参考1〕
- 2) **利用方法** 運送の予約については予約バスの利用方法を準用し、利用者からの出荷情報を集荷団体が受け付け、一括して運送事業者に予約を行う。
- 3) **積載方法** 生活バス後方に設置した特設柵棚にコンテナを積載し固定する。〔参考2〕
- 4) **運送方法** 生活バスの停留所（予約バス運行区域において停留所以外の場所を事前登録した乗降場所を含む）からバスターミナルまで運送し、その後、集荷団体がバスターミナルまでコンテナを引き取りに来る。
- 5) **運賃** コンテナ1個100円。コンテナの規格は幅53cm×奥行き73.2cm×高さ27.2cm程度とし、集荷団体が事前に承認を受けることとする。

4. 近況報告

- 令和3年7月19日 下関市地域公共交通会議において承認
- 令和3年8月30日 少量貨物の有償運送に係る許可申請（山口運輸支局）
- 令和3年9月2日 第3回定例会建設消防委員会において経過報告
- 令和3年10月4日 少量貨物の有償運送に係る許可（山口運輸支局）
- 令和3年12月14日 第4回定例会において「下関市生活バス事業の設置等に関する条例」改正案可決
- 令和4年1月4日 少量貨物有償運送実施

〔参考1〕路線図（貨客混載事業運行エリア）



〔参考2〕特設棚及びコンテナ積載状態

